

利尻町では { ① 避難行動要支援者名簿 } を作成しました！  
② 個別避難計画

① 避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人の名簿・・・災害対策基本法第49条の10抜粋

② 個別避難計画

国は令和3年5月に災害対策基本法を改正し、支援が必要な人の避難の計画を個別に作成するよう、自治体に努力義務を課しています。内閣府と総務省消防庁は全国の1741の自治体を対象に行ったことし令和4年1月時点での調査結果を公表しました。

それによりますと、計画の作成が完了した「策定済」は7.9%と全体の1割に満たず、「一部策定済」が59.2%、まだ1人も計画ができていない「未策定」が33%でした。・・・NHK報道



【利尻町】

役場(町民課、保健課及び防災情報室が連携協力)と地域住民(自治会長、民生児童委員、親族、近隣住民)が連携して令和5年3月23日に、利尻町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を完了しました。

また、個別避難計画中、避難計画は避難行動要支援者の住居玄関に掲示をして関係者が普段から目に触れるようにしました。

これにより、防災対策の3要素の一つ「共助」の強化を図ることができ、災害時の減災に繋げることができると考えています。